

甲南大学法科大学院入学試験問題について

2017年度秋入学・2018年度春入学
一般入学試験（A日程・8月20日分）

試験科目：刑事訴訟法

1 出題趣旨

【第1問】 検証と実況見分の意味，根拠，異同について説明しなさい。

○ 検証は捜査機関または裁判所によるものごとの性状把握。実況見分も共通する処分の属性で主に捜査機関が行う（裁判所による実況見分は実際上行わない）。検証→強制処分。処分のために他人の憲法上保障される重要な権利を制圧侵害しなければこれを実施できない場合には，検証許可状による（218条）。実況見分はこれがない→197条1項本文による。証拠法上は扱いは等しい（321条3項）。

【第2問】

○ 法320条1項の趣旨について説明しなさい。

伝聞「供述」をそのままでは証拠にはしない証明政策。

事実を説明することばの場合，知覚・記憶・表現・叙述の過程に誤りが入りうるので，基本的には供述者本人が公判廷で証言することを求めるもの。被告人の立場からは憲法37条2項の証人喚問審問権（反対尋問権ともなる）保障のため。

【第3問】

上訴の種類とその概要について説明しなさい。

○ 控訴，上告，抗告の3種類について，①対象，②適法な上訴の理由，③事後の処置を軸にして整理すること。

ア：控訴 一審の判決に対する上訴。高裁。絶対的控訴理由と相対的控訴理由の摘示。事後査であること（一審手続の点検が役割であること）。但し，破棄事由があるとき，自判に熟しているときは自ら実体判断もできる。

イ：上告 控訴審の判決に対する上訴。最高裁。上告理由は限定列举（判例違反，憲法違反）。但し，411条あり（職権破棄事由）。事後審。

ウ：抗告

・ 審理に伴う手続事項に関する裁判所の決定について不服を申し立てる。420条の大きな制約がある。

・ 控訴審の決定に対しては，「抗告に代わる異議の申し立て」ができる（428条）。

・ 裁判官が主に捜査段階で行う裁判（例，勾留）には準抗告を申し立てる（429条）。

・ 抗告に関する最高裁への申立が特別抗告（433条）。

・ 主に捜査段階の令状裁判，捜査官の処分などに対する準抗告（429条，430条）

2 採点実感

【1問】「捜査機関または「裁判所」による性状把握の摘示はほぼ的確にできている。「捜査機関」「裁判所」による、という不可欠の要件を書き落とすものも多い（鑑定との識別）。実況見分との差異は処分実施にあたり被処分者の権利侵害を伴う否かであることを的確に指摘したものも多くない。証拠法上扱いが同じであることの摘示も少なかった。

【2問】320条1項が「人のことば」であって事実を叙述しているが、その事実を証明する証拠とする場合、このことばを書き留めた書面やこれを聞いた人の供述・証言では、このことばを証拠にできないこと、という回りくどい内容を的確に説明したものがほとんどない。「公判期日における供述」つまり公判廷で証言または被告人供述として語るのが原則であることを示していることの摘示は皆無である。「知覚・記憶・表現・叙述の過程の誤り」という表面的なことは指摘できても、伝聞禁止という証明政策のもっとも大切な考え方が明確に示されていない。

【3問】

3 学習方法

基本書で基本的な手続の流れと個々の要素・概念・原理の正確な理解、条文の趣旨の基本的な理解を学ぶこと。特殊な学説の展開などではなく、刑事訴訟の基本そのものを徹底して学習すること。

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2017年一般入学試験（A日程 8－27）－

試験科目：刑事訴訟法

1 出題趣旨

【第1問】

逮捕の種類と各逮捕手続の概要（引致まで）について説明しなさい。

○①通常逮捕，緊急逮捕，現行犯逮捕の要件を示すこと。

②事前の手続の違い～令状請求・発付 ある・なし

③現場の手続の違い

通常逮捕～令状提示

緊急逮捕～理由告知

現行犯逮捕～即時の逮捕

④逮捕自体としての事後手続

緊急逮捕のみ令状請求，令状提示

【第2問】

訴因の意義，訴因変更の要否，可否について説明しなさい。

○訴因

ア（意義）：検察官の主張，審判対象。構成～罪となるべき事実と法律構成・評価。日時・場所・方法による可能な限りの特定が要る。

イ（訴因変更の要否）：検察官の主張と証拠調べの結果とがズレを生じ，裁判所の心証が訴因から逸れているときに，検察官が訴因を修正してズレを解消するもの。基本的には，審判対象として旧訴因でいかどうか検察官が判断するが，裁判所が訴因からずれた認定をするおそれがあるとき，被告人・弁護人が十分な防禦をしていないおそれがあるので，不意打認定を回避する観点から訴因を変更することが求められる。基準～抽象的防禦の利益，具体的防禦の利益，縮小認定。

ウ（訴因変更の可否）：訴因変更は，新旧の訴因が対象とするのが自然的社会的に同一の事実であり，検察官の主張としてもいずれかの訴因による処罰がなされれば他方の訴因での処罰は二重処罰となるのかどうか，訴因は比両立であるかどうかで判定。

【第3問】

医師の作成する診断書の証拠能力について説明しなさい。

○学識経験者による学識経験に基づく性状把握である。当事者が証拠にすることに同意しない場合にも，「鑑定」の一種として扱い，321条4項で処理する。医師を証人尋問して，診断を自ら適切に行い，その結果を自ら正確に診断書に記載したことを証言させる。

2 採点実感

3 学習方法